

背景・必要性

- 令和6年4月に施行された「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」において、国土交通省及び環境省が水道整備・管理行政を担うこととされたことを踏まえ、厚生労働省所管の研究所が担っていた水道水質・衛生管理に関連する研究について、環境省においては、所管する国立研究開発法人である国立環境研究所（NIES）に当該研究を令和7年4月から実施するよう指示することとした。
- また、福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月29日復興推進会議決定）において、NIES福島地域協働研究拠点における放射性物質の環境動態研究に係る部分は、令和7年4月に福島国際研究教育機構（F-REI）に移管され、以降F-REIにおいて実施することが決定されていることから、当該措置を中長期目標を変更して指示することとした。

追加業務等の概要

- 環境省の所掌となった、水道水質・衛生管理に関する調査研究を追加する。
 - ① 水源から給水栓水までの水質を把握し、衛生管理を実施するための調査・研究
 - ② 水道水源に存在する物質等の分析手法や処理技術の開発、水質管理手法の開発
 - ③ 突発的な水質事故に対応するための手法の開発 等
- F-REIにおいて実施することになった、NIES福島地域協働研究拠点における放射性物質の環境動態研究に係る部分について業務から除外する。

中長期目標の主な変更内容

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 環境研究に関する業務

- (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進
 - 災害環境研究プログラムに関して、NIES福島地域協働研究拠点における、放射性物質の環境動態研究に係る部分について、令和7年度はF-REIにおいて実施することを明記。
- (2) 環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進
 - NIESが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律に基づく水道整備・管理行政の移管を踏まえ、水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する調査研究について推進することを明記。
 - 災害環境分野に関して、NIES福島地域協働研究拠点における、放射性物質の環境動態研究に係る部分について、令和7年度はF-REIにおいて実施することを明記。